

2018/05/16

鹿島区地域振興課
被災者支援・定住推進課**(別紙) 実施事業(予定)の(案)**1 30 km圏外の市民に対する高速道路料金助成事業**(1) 対象者(約7,400名)**

平成23年3月11日時点において南相馬市内に住所を有する者のうち南相馬市小高区の全域、原町区の全域、鹿島区小島田、鹿島区塩崎、鹿島区大内、鹿島区烏崎、鹿島区川子、鹿島区南右田、鹿島区江垂、鹿島区寺内以外の区域に住居登録があった者で、住居が特定避難勧奨地点の設定を受けていなかった世帯の者。

(2) 助成金額

登録する市民1人あたり2年間で10万円を上限とする。

(基準額:5万円/年)

基準額:5万円/年とした根拠

平成24年度～平成29年度までの6年間の30 km圏内の無料措置額

(ネクスコ東日本への聴き取りによる)

軽自動車、普通自動車:440億円 73億3,300万円/年 ...

30 km圏内の無料措置対象者(ふるさと帰還通行カード対象者)

14万7千人 ...

一人当たりの年間利用額 = / 49,884円
50,000円

(3) 助成要件

高速道路通行料金の支払いについては、自己のETCカードを用いて精算すること。

福島県内のインターチェンジ及び南相馬鹿島スマートインター(他のスマートインターは除く)並びに宮城県山元インターチェンジを入口または出口として利用すること。

(4) 助成方法

ETC利用明細書による償還払いとする。

(請求行為に係る利用者の負担軽減策を検討中。)

(5) 事業費総額(見込み) 7億4千万円+事務費

(6) 助成期間

平成30年10月1日から平成32年9月30日までの2年間。

2 その他（コミュニティ活性化に関する事業等）

今後、市議会、鹿島区行政区長会、鹿島区地域協議会等から意見を聴取し、基金の残額を財源として市民の一体感の醸成に必要な鹿島区の事業等を検討する予定。